

●香川県告示第113号

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県知事 浜田恵造

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程（昭和35年香川県告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
4 平成25年度から <u>平成30年度</u> までの各年度の補助金について、別表の規定を適用する場合においては、同表農地防災事業の項中「60%以内」とあるのは、「定額」とする。	4 平成25年度から <u>平成27年度</u> までの各年度の補助金について、別表の規定を適用する場合においては、同表農地防災事業の項中「60%以内」とあるのは、「定額」とする。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行し、改正後の香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。